

令和7年度 第三回 岩見沢市地域計画の変更に係る意見聴取について

令和7年9月10日

地域計画を策定、変更する際は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日 法律第65号）第18条第1項に基づき協議を行うこととされておりますが、次の変更内容については、岩見沢市のホームページにおいて意見聴取を行う簡易な方法を用いることで農業者と関係機関が合意しております。

記

1 協議（話し合い）の場を設けず、簡易な方法を用いる変更内容

番号	地域計画名	変更内容	備考
1	西川町	現況地目を農地以外の地目に変更	
2	稔町	現況地目を農地以外の地目に変更、現況地目を農地に変更、意向調査により耕作者を計画に位置付け	
3	下志文町	相続による耕作者の変更	
4	上幌向町	相続による耕作者の変更	
5	金子町	相続による耕作者の変更	
6	御茶の水町	現況地目を農地以外の地目に変更	
7	北村豊里	農用地区域への編入	
8	北村中央	現況地目を農地以外の地目に変更	
9	北村赤川	意向調査により耕作者を計画に位置付け	
10	北村栄町	意向調査により耕作者を計画に位置付け	
11	北村大願	現況地目を農地以外の地目に変更	
12	栗沢町北斗	現況地目を農地以外の地目に変更	
13	栗沢町幸穂	現況地目を農地以外の地目に変更	
14	栗沢町上幌	現況地目を農地以外の地目に変更	

2 意見聴取を行う期間

令和7年9月10日～令和7年9月16日